

ジャージーの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ジャージー管区 (Bailiwick of Jersey) は、英国王室属領 (Crown Dependencies) であるチャネル諸島 (Channel Islands) における 2つの管区のうちの 1つである。チャネル諸島は、イギリス海峡のフランス沖合に位置しており、ジャージー島、ガーンジー島、オルダニー島、サーク島及びその他の島嶼で構成される。チャネル諸島は、大きく、ジャージー管区とガーンジー管区に二分されており、それぞれ、独自の議会、自治政府及び法制度を有する。本稿は、ジャージー管区 (以下「ジャージー」という) を対象とする。

チャネル諸島は、古くはヴァイキングに支配されていた。ヴァイキングの首領ロロが、当時のフランス王から、ノルマンディー公爵への任命を受け、933年に、チャネル諸島は、ノルマンディー公国の領土に編入された。そして 1066年のノルマン・コンクエストにより、ノルマンディー公ウィリアムがイングランド王になったことから、チャネル諸島は、イングランド王の所領となった。1204年にイングランド王とノルマンディー公は分離したが、チャネル諸島は、引き続き、イングランド王の所領とされた。1254年、チャネル諸島は、イングランド王室の個人領地となり、連合王国には属しないまま、現在に至っている。第二次世界大戦中の 1940年から 1945年までは、ナチス・ドイツに占領されたことがある²。

ジャージーは、連合王国には所属しておらず、連合王国の法制度は適用されないが、外交及び国防に関しては連合王国に委任しており、主権国家ではない。

ジャージーの通貨として、ジャージー・ポンドが発行されている。面積は約 116 平方キロメートルであり、そこに現在、約 97,000 人が居住している。公用語は、英語及びフランス語であり、首都は Saint Helier (英語読みでは「セント・ヘリア」、フランス語読みでは「サン・エリエ」) である。主な産業としては、観光、園芸、牧畜³のほか、金融サービスがある。

ジャージーは、「タックス・ヘイブン」、「オフショア金融センター」として世界的に有名である。ジャージー法人の法人税率は、原則として 0% である (銀行は 10%、一部の特定の法人は 20%)。キャピタルゲイン税、相続税等は存在しない。商品・サービスにかかる間接

¹ えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)。BLJ 法律事務所 (<http://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 『2016 エピソードで読む 世界の国 243』(山川出版社、2016年) 172 頁。

³ 乳牛として有名なジャージー種は、ジャージーが原産地である。

税率は5%である。個人所得税の税率は一律20%とされている⁴。これらのことは、従来、富裕層のジャージーへの移住のインセンティブとなってきた。しかし、ジャージーは、海外からの移住に対する規制が厳しく、移住が認められるためには、1年間あたり12万5000ポンドの納税を行うことを税務官に証明する必要がある⁵。

ジャージーは、欧州連合（EU）には加盟していないが、1972年に英国がECに加盟した際の取り決めにより、英国の特別領域とされている。ジャージーの商品のEU域内における自由な流通が認められているが、人・資本・サービスの自由な移動は認められていない。なお、ジャージー及びガーンジーは共同で、EUとの連携を図るため、ブリュッセルに事務所を開設している⁶。

ジャージーの法制度は、もともとはノルマンディー慣習法に起源を有し、その後は、フランス法（例えば、ナポレオン民法典）並びに英国のコモン・ロー及び制定法の影響を受けてきたものであり、複雑な混合法体系を形作っている。ジャージーの法制度とガーンジーの法制度は、同一又は類似している部分が多いものの、異なる部分も少なくなく、あくまで別個の法制度である。

II 憲法

ジャージーには、単一の成文憲法典は存在しない。制定法（例えば、「2005年ジャージー議会法」（States of Jersey Law 2005））及び慣習法等が、実質的意味の憲法を形作っている。

1 統治機構

（1）領主・総督・代官

ジャージーの領主は英国女王である。女王は、英国枢密院の助言に基づき、代官（Bailiff）の任命、ジャージー議会（States of Jersey）を通過した法案の裁可等を行う。

総督（Lieutenant Governor）は、女王の代理人として、ジャージーが英国政府に委託している国防面で軍の指揮官を務めるほか、ジャージーにおける女王の儀礼的な権限（外交及び式典等で代表を務めること等）を行使し、英国政府との連絡窓口となる。このように、現在では、総督の地位は、ほとんど儀礼的なものにとどまるものとなっている。

代官は、後述するとおり、ジャージー議会の議長を務めるほか、王立裁判所の裁判長も務める。このことから分かるように、ジャージーでは厳密な三権分立は採られていないといえ

⁴ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-151～161.

⁵ 木村昭二著『終身旅行者PT』（パンローリング、2012年）260頁。

⁶ 弥久保宏著「英国チャンネル諸島、ガーンジー代官管轄区の統治システム —もう一つの英国統治スタイル—」（『駒沢女子大学 研究紀要 第20号』（駒沢女子大学、2013年）所収）122～123頁。

る。

(2) 立法府

(ア) 議会の構成員

ジャージーでは、一院制が採用されている。2005年ジャージー議会法⁷によると、ジャージー議会の構成員の内訳は、①勅選議員として、代官 (Bailiff)、総督 (Lieutenant-Governor)、首席司祭 (Dean of Jersey)、司法長官 (Attorney General)、訴務長官 (Solicitor General) が各1名、②公選議員として、元老 (Senator) が8名、代議員 (Deputy) が29名、教区長 (Connétable) が12名である (2条1項)。

各構成員の議会における権限等は、以下のとおりである⁸。

代官は、議会の議長を務めるが、議決権を有しておらず、キャスティングボートの権限も有しない。

総督は、議会に参加することはできるが、討議には加わらない。

首席司祭は、議会で発言することはできるが、議決権は有しない。慣例により、教会に関わる事項についてのみ発言することができる。

司法長官及び訴務長官は、法律上の問題について議会で発言することはできるが、議決権は有しない。慣例により、政治的な問題については発言しない。

元老は、ジャージー全域を一選挙区とする大選挙区制により選出される。議会における議決権を有する。

代議員は、17の選挙区から29名が選出される。議会における議決権を有する。

教区長は、12の各教区の首長である。議会における議決権を有する。

元老、代議員及び教区長は、いずれも、同一の権限を有する公選議員であるが、それぞれ選出される選挙区が異なることが特徴的である⁹。

なお、ジャージーには、實際上、政党政治は存在しない。

(イ) 議会の権限

ジャージー議会の主な権限は、①ジャージー域内に関する法律及び規則の制定、②国家予算の承認、③閣僚協議会の構成員の任命、④会計監査委員会及び行政監査委員会の委員の任命、⑤政策の決定、⑥重要な公共政策の討議及び決定、⑦請願の審査等である¹⁰。

英国議会で制定された法律が枢密院令 (Order in Council) によりジャージーに適用されるためには、ジャージーの内政問題に関しては、ジャージー議会の同意を要する。

⁷ 2016年1月1日現在の2005年ジャージー議会法は、下記ウェブページに掲載されている。<https://www.jerseylaw.je/laws/revised/Pages/16.800.aspx>

⁸ 弥久保宏著「英国チャネル諸島ジャージー島の統治システム ―ジャージー議会の構造―」(『駒沢女子大学 研究紀要 第18号』(駒沢女子大学、2011年)所収)85～86頁。

⁹ 弥久保・前掲書91頁。

¹⁰ 弥久保・前掲書86～87頁。

(3) 行政府

ジャージーの行政府は、「閣僚協議会」(Council of Ministers)である。閣僚協議会は、2005年ジャージー議会法により、それまでの委員会制に変わるものとして導入された。閣僚協議会は、首席大臣(Chief Minister)及び10名の大臣(Minister)により構成される。10名の各大臣の下に、10の省庁がある。

閣僚協議会の主な権限は、①行政機関の政策の調整及び遂行、②複数の省庁にまたがる政策の調整、③外交政策の決定、④立法及び行政の政策の優先順位の決定等である¹¹。

閣僚協議会と首席大臣のいずれも、議会の解散権も有しない。他方、議会は、閣僚協議会に対する不信任権を有しており、首席大臣及び各大臣の任免権も有している。

行政府の長は、閣僚協議会の議長である首席大臣であるが、閣僚の任命権は無く、閣僚候補者の指名を行うことができるにとどまる。このように、ジャージーの首席大臣の権限は、極めて弱いことが特徴的である。また、閣僚協議会の構成員は22名までというように人数が制限されており、議会においては少数派となるように設定されている。そのため、首席大臣は、議会の多数派の一部の者からの支持を取り付けるために、政治力又は説得力を発揮する必要があるといわれている¹²。

(4) 司法府

ジャージーの主な裁判所は、王立裁判所(Royal Court)である。他に、控訴裁判所、治安判事裁判所、少年裁判所及び少額裁判所がある¹³。

代官は、王立裁判所の裁判長を務める。代官のほか、「Commissioner」と呼ばれる非常勤裁判官、12名の「Jurat」(法律の専門家ではない40歳以上のジャージーに居住する一般市民であり、議会により選出された者)も存在する¹⁴。

王立裁判所の第一審判決に対する控訴審は、控訴裁判所(Court of Appeal)が管轄する。

控訴裁判所の控訴審判決に対しては、英国枢密院司法委員会(Privy Council)に上告することができる。

2 人権

ジャージーは、1971年の欧州人権条約を受け入れ、英国の1998年人権法にならい、2000年ジャージー人権法(Human Rights (Jersey) Law 2000)¹⁵を制定した。

これにより、2000年ジャージー人権法の施行以後、ジャージーの市民は、自己の人権が

¹¹ 弥久保・前掲書 88頁。

¹² 弥久保・前掲書 89頁。

¹³ <http://new.justcite.com/kb/editorial-policies/terms/jersey-court-structure/>

¹⁴ 「王室属領の行財政制度と国際業務 ～マン島とチャネル諸島の仕組み～」(自治体国際化協会ロンドン事務所、2013年) 12頁。

¹⁵ 2007年1月1日現在の2000年ジャージー人権法は、下記ウェブページに掲載されている。<https://www.jerseylaw.je/laws/revised/Pages/15.350.aspx>

侵害されたと考える場合、欧州人権条約に基づき、ストラスブールの欧州人権裁判所に提訴しなくても、ジャージーの裁判所に提訴して救済を求めることができることとなった。

3 法令及び判決例

ジャージーの法制度は、①10世紀から続くノルマンディー慣習法、②コモン・ロー、③制定法令等により形作られている。

ノルマンディー慣習法¹⁶は、ジャージーがヴァイキングに支配されていた時代から存在していたものであり、現代でも、とくに不動産法及び相続法の分野において、スカンジナビア慣習法の影響がみられる。

ジャージーにおけるコモン・ローが、英国法から大きな影響を受けてきたことはいうまでもない。英国及びコモンウェルス諸国の判決は、ジャージーにおいても、説得力を有するものと取り扱われる。

ジャージーの主な制定法令には、以下のものがある¹⁷。

(1) 英国議会の法律で、枢密院令によりジャージーに拡張適用されたもの（ジャージー当局との交渉を経て、王立裁判所に登録されることが必要である）。

(2) ジャージーの法律（Laws）（ジャージー議会で可決された後、女王に送付され、王立裁判所に登録されることが必要である。防衛及び外交は英国に委任されているため、法律の対象外である）。

(3) ジャージー議会の規則（Regulations）（枢密院令によることを要しない）。

(4) 大臣の規則（Orders）（閣僚協議会の大臣が定めるもの）。

(5) 3年規則（Triennial Regulations）（最大3年間の期限付き（更新可能）のジャージー議会の規則であり、枢密院令によることを要しない）。

ジャージー議会で制定された法律であっても、英国法を参考に策定され、類似した内容の規定となっていることが少なくない。

ジャージーの裁判所による判決例については、英国におけるような「先例拘束性の原理」は採られていない。

ジャージーの法律及び規則等は、「Jersey Legal Information Board」のウェブサイト¹⁸において、英語で検索・調査することができる。

III 民法

¹⁶ ノルマンディー慣習法については、道垣内弘人著「英国ジャージー島におけるノルマンディー慣習法の適用」（『現代ヨーロッパ法の展望』（東京大学出版会、1998年）所収）505～516頁がある。

¹⁷ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-96～100.

¹⁸ <https://www.jerseylaw.je/Pages/default.aspx>

ジャージーにおける民法の大部分の内容は、成文化化されておらず、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野に関して制定された法律が、必ずしも網羅的ではないものの、存在する。

古代ノルマンディーの慣習法は、今日のジャージーのいくつかの法分野の実務に広く影響を及ぼしている。例えば、不動産法、相続法の分野である¹⁹。

ジャージーの契約法は、18世紀にはフランス法の影響を受けたが、19世紀には英国法の影響を受けた。フランスで1804年に民法典が制定され、慣習法の重要性が低くなったことは、少なからず、ジャージーの契約法に影響を及ぼした。

ジャージーの不法行為法及び信託法は、英国のコモン・ローの影響を強く受けたものである。

ジャージーの民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と慣習法の両方を合わせて検討する必要があるといえよう。

IV 会社法

ジャージーの現行会社法は、1991年会社法等により形作られている。1991年会社法は、英国の会社法の影響を強く受けているが、ジャージーのオフショア・センターとしての特質に適合するように変容されている。

ジャージーでは、公開会社 (public company) と私会社 (private company) の区別がある。公開会社とは、定款の中に、「public company」(公開会社)であることが規定されている会社をいう。私会社は、定款の記載を変更することにより、公開会社となることができる。株主が31名未満の公開会社は、定款の記載を変更することにより、私会社となることができる。会社法は、公開会社に対しては、私会社には無い法規制を規定している。例えば、公開会社の場合、取締役を登記すると、公衆の監視にさらされる。また、年度会計は、監査を経た上で、会社登記所に提出しなければならない。私会社の取締役は1名以上であるが、公開会社の取締役は2名以上でなければならない。ジャージーでは、①「guarantee companies」、②「no par value companies」、③「unlimited liability companies」、④「incorporated cell companies」、⑤「protected cell companies」²⁰等の種類が認められて

¹⁹ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-92.

²⁰ 「protected cell companies」は、「レンタキャプティブ」(第三者の所有するキャプティブの一部を「cell」(セル)として借りて、キャプティブを所有するのと同様の効果を楽しむことができるスキーム)等のリスクマネジメント策のために利用されることが想定されている会社である(「レンタキャプティブ」については、フォーサイトマネジメント株式会社のウェブページを参照。<http://www.foresightmgt.co.jp/service2.html>)。

「protected cell companies」においては、1つまたはそれ以上の「cell」(セル)を設定す

いる²¹。

ジャージーに投資しようとする外国投資家は、会社の他に、一般パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、信託²²又は基金を利用することも検討に値する。

V 民事訴訟法

ジャージーにおける民事訴訟事件の第一審は、通常、「王立裁判所」(Royal Court)が管轄する。但し、少額の民事訴訟事件(訴額合計が10,000ポンド以下の民事訴訟事件)については、治安判事裁判所が管轄する。

王立裁判所は、ジャージーにおける主要な第一審裁判所であり、民事訴訟及び刑事訴訟の両方を一般的に管轄する。王立裁判所には、①相続部(主に相続不動産に関する事件を取り扱う)、②遺言検認部(主に遺産の中の動産の管理を取り扱う)、③家事部(離婚、養子縁組、未成年者の保護等を取り扱う)、④土曜日部(Samedi Division)²³(上記①～③以外の事件を取り扱う)という4部門がある²⁴。

王立裁判所は、治安判事裁判所の第一審判決に対する控訴審をも管轄する。

王立裁判所の判決に対する控訴審は、控訴裁判所が管轄する。控訴裁判所は、常設裁判所ではない。控訴裁判所は、原則として、1名の裁判官と2名の「Jurat」により構成される。利益相反のおそれがある訴訟事件の審理のため、ジャージーとガーンジーの代官の間で連携をとっている。上告審は「英国枢密院司法委員会」が管轄する。

1950年より前は、王立裁判所では、判決理由はあまり詳しく記載していなかった。しかし、1950年以降、英国と同様に、判決理由を詳しく記載するようになった。また、従前、ジャージーの法律及び裁判では基本的にフランス語が使用されていたが、1950年代以降は英語が使用されるようになっていく。

VI 刑事法

王立裁判所は、ジャージーにおける刑事訴訟の通常第一審裁判所である。軽微な刑事事件については、治安判事裁判所が、12か月以下の拘禁及び/又は5,000ポンド以下の罰金を

ることができる。セルは、小区画とコア資産を分離して保護することを可能にする。即ち、1つのセルにおいて生じた負債が、他の保護されたセルに影響を与えないようにすることができる。

²¹ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-301~305.

²² ジャージーにおける信託については、『イギリスとジャージー島の信託』(財団法人トラスト60、2004年)を参照されたい。

²³ 以前は土曜日(フランス語では「Samedi」)に審理が行われていたことから、この名称がつけられた。現在は金曜日に審理が行われている。

<http://new.justcite.com/kb/editorial-policies/terms/jersey-court-structure/>

²⁴ SPITZ & CLARKE, OFFSHORE SERVICE, JER-122.

科することができる。王立裁判所は、治安判事裁判所の第一審判決に対する控訴審をも管轄する。

王立裁判所の第一審判決に対する控訴審は、控訴裁判所が管轄する。控訴裁判所は、常設裁判所ではない。控訴裁判所は、代官及び「Jurat」により構成される。利益相反のおそれがある訴訟事件の審理のため、ジャージーとガーンジーの代官の間で連携をとっている。控訴審判決に対しては、「英国枢密院司法委員会」に上告することができる。

「Criminal Justice (International Co-operation) Law 2001」は、刑事手続において、司法長官から、国外の裁判所で使用される証拠についての司法共助を求める仕組みを規定している。実際、司法長官が当該仕組みを利用して外国に対し司法共助を行う事例は多いようである。従前は、相互に司法共助を行うための要件として 200 万ポンド (約 280 万ドル) が最低基準とされていたが、外国が司法共助の要請を行いやすいようにするため、2015 年に当該最低基準は廃止された²⁵。

「オフショア金融センター」として有名なジャージーでは、51 の銀行が存在し、2007 年における金融サービス従事者が 13,300 人 (ジャージーの全労働力の 23%)、GVA (Gross Value Added) の 53% を占めている²⁶。ジャージーでは、マネー・ローンダリングを防止するため、「Drug Trafficking Offences (Jersey) Law 1988」、「Proceeds of Crime (Jersey) Law 1999」、「Money Laundering (Jersey) Order 2008」等のさまざまな法令を制定している。とくに「Drug Trafficking Offences (Jersey) Law 1988」は、麻薬密輸に関するマネー・ローンダリング又は当該犯罪収益の維持を行った者に対しては、14 年以下の懲役及び／又は罰金を科するものと規定している。「Proceeds of Crime (Jersey) Law 1999」は、英国の制度にならい、犯罪収益の没収、マネー・ローンダリングに関する新たな犯罪、予防・検知手続、国際的な財産没収の執行手続等について規定しており、幾度かの改正を経ている。また、「Money Laundering (Jersey) Order 2008」は、マネー・ローンダリングの防止・検知についての内部統制システム、顧客管理措置、記録の保存、情報開示その他の防止対策について規定しており、幾度かの改正を経ている²⁷。

VII 参考資料

以上、ジャージー法の概要を簡単に紹介してきたが、ジャージー法については、ドイツ法、フランス法及び英国法と比べると、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、比較的多いように思われる²⁸。

²⁵ <http://www.state.gov/j/inl/rls/nrcrpt/2016/vol2/253413.htm>

²⁶ 『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』(社会安全研究財団、2010年) 64～65頁。

²⁷ 前掲『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』68～70頁。

²⁸ なお、ジャージー (Jersey) の法制度に関する情報につき英語で検索・調査する場合、

ジャージー法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

今後、ジャージー法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.12』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第51回 ジャージー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

当然のことながら、米国のニュージャージー（New Jersey）州の法制度に関する情報と混同しないように注意しなければならない。